

オ ー ク シ ョ ン
規 約 ・ 運 営 細 則

沖縄県中古自動車販売商工組合

J U 沖縄オークション運営細則

第 1 章 総 則

第 1 条 目 的

この細則は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下、中商連という）が定めた中商連オートオークション規約（以下、中商連規約という）及び中商連オートオークション運営規定（以下、中商連運営規定という）にのっとり、沖縄県中古自動車販売商工組合（以下、J U 沖縄という）が主催する中古自動車のオークション（以下、J U 沖縄オークションという）の運営の基本的事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車の流通機関の整備と適正かつ合理的な価格体系を確立するとともに、消費者の信用を向上させることを目的とする。

第 2 条 J U 沖縄運営細則

この細則は、九連協運営細則、中商連規約及び中商連運営規定に基づくものとする。

第 3 条 J U 沖縄オークションで適用される運営細則

1. J U 沖縄オークションでは、この細則及び中商連規約及び中商連運営規定がオークションに参加する者全員に適用される。
2. J U 沖縄の細則と中商連規約及び中商連運営規定が抵触するときは、中商連規約及び中商連運営規定が J U 沖縄の細則で別の定めをすることができる場合を除き、中商連規定及び中商連運営規定を優先する。

第 4 条 取引方法

J U 沖縄オークションにおける売買契約取引は、ポス&コンピュータシステム及び映像システム等を使用し競売方式によって行うものとする。参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない。

第 5 条 運営上の免責

J U 沖縄オークションにおいて、コンピュータや設備等の故障、その他不測な事態により運営ができない場合には、これによる損害については、J U 沖縄はその賠償責任を負わないものとする。

第6条 天災等による車両損害

JU沖縄に搬入された車両について、天災（地震、台風、水害、雹害等）及び、その他JU沖縄の責に帰することのできない事由によって車両に損害が生じた場合には、JU沖縄は損害賠償の責任を負わないものとする。

第7条 メンバー登録の抹消及び特別参加者の取り消し

1. 特別参加者について、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、JU沖縄はその者の承認を取り消すことができる。
 - ① 九連協運営細則第34条2項2号に該当したと
 - ② 倒産したとき
 - ③ JU沖縄オークションの運営を著しく妨げる行為をしたとき
 - ④ JU沖縄または中商連を脱退し、または除名されたとき
 - ⑤ 各商組の会員でなくなったとき、もしくはその地域のオークション特別参加者資格を失ったとき
2. 前項各号の事由によってメンバー登録の抹消及び特別参加者の承認の取り消しについては、JU沖縄理事会の承認を経るものとする。

第8条 紛争の仲裁

JU沖縄は、オークション運営に関連して発生した会員間の紛争については、JU沖縄が公平な立場で和解を勧告し、必要に応じて紛争当事者にJU沖縄流通委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。会員は、JU流通委員会が示した裁定結果にしたがうものとする。

第9条 合意管轄

JU沖縄オークション取引に関して会員とJU沖縄との間に紛争が生じた場合には、JU沖縄の住所を管轄する裁判所を一审裁判所とすることに当事者双方は合意する。

第2章 オークション

第10条 参加手続き

1. メンバー及び特別参加者は、J U沖縄オークションに参加するにあたっては、開催オークションごとに別表Ⅰの1. に掲げる参加手続きを完了しなければならない。
2. J U沖縄オークションに参加しようとするメンバー及び特別参加者は、第1回目の参加の前に別表Ⅰの2. に定める手続きを完了しなければならない。

第11条 出品手続き

1. 出品は、別表Ⅱに掲げる手続きにより行う。
2. 出品者は、前項の手続きの際、出品料をJ U沖縄に納付する。
3. 出品者は、J U沖縄が相当と認めない限り、出品手続きを取り消すことができない。

第12条 指し値

1. 出品者は、出品自動車について最低落札希望価格（指し値）を指定する事ができる。
但し、競り人（オークショニア）には、1万円以内の調整権限を与えるものとする。
2. 指し値は、出品と同時に出品申込書にその旨を記載して、またはJ U沖縄オークション開始迄に別表Ⅲに掲げる方法により、出品者がJ U沖縄に申し出て行う。

指し値の届出続き

- ① J U沖縄所定の用紙に記載の上価格調整員に提出する
 - ② ①号の提出時間は、J U沖縄の実情に応じ細則を定める
 - ③ ①により指し値の指定をした後は、原則として変更はできないものとする
3. 指し値の指定があっても、出品者がJ U沖縄指定の場所に不在の場合に限り3万円の範囲内で競り人（オークショニア）は、指し値以下の価格で落札のコールができるものとする。

第13条 落札手続き

1. 落札者は、オークション当日のJ U沖縄が定める時間内にJ U沖縄に落札代金の決済方法（現金、または銀行振込で決済するか、もしくはオークションローンによって決済するか）の届出をし、かつオークションローンによって決済をする場合は、同時にその手続きを完了しなければならない。小切手は原則として認めない。
2. 前項の時間内に落札代金決済方法の届出、またはオークションローンの手続きを完了しない落札者の決済代金は、全て自己資金による現金一時払いとして取り扱い、後日の変更を認めない。
3. 落札者は、中商連規約第13条によってオークション当日に落札自動車の引渡しを受ける事が出来る場合には、別表Ⅳに掲げる手続きを完了した上、J U沖縄から落札自動車を引き取るものとする。

第14条 出品者の書類の決済

1. 出品者は、書類に添付される現登録名義人の印鑑証明書等は、次の条件を満たすものとする。
 - ① 委任状及び印鑑証明書は、オークション開催日の翌月末迄の有効期限を有するものとする。但し20日以上の有効期限で申告のあった物についてはその限りでない
 - ② 車検付車両は、自賠責保険と自賠責承認請求書付とする。但し、自賠責承認請求書については申告をすればその限りでない
 - ③ 車検切れでナンバー付き車及び開催日より翌月末車検が切れる車は納税証明書を添付すること
2. 出品者は、提出した書類に対し落札者から不備の申出があった場合、その請求があった日から7日以内にJ U沖繩へ届け出るものとし、提出が無い場合はペナルティ扱いとする。

第15条 落札者への書類の送付

1. J U沖繩から落札者への書類の送付は、落札者がメンバー登録上で、または特別参加者の申請の際届け出た住所宛に発送すれば足りるものとする。
2. 車輛渡しに必要な書類は一開催毎の代金金額領収後、可及的すみやかにJ U沖繩より送付するものとする。
3. 落札者は、交付された書類に不備がないか速やかに確認し不備がある場合、J U沖繩へ申出るものとする。

第16条 登録名義の変更

1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更又は抹消登録がされたときは、速やかにその登録証の写しをJ U沖繩に送付する。(登録後7日以内)
2. 落札者に交付された印鑑証明書、委任状等の使用有効期限が経過した場合、落札者はJ U沖繩にその再交付を求めることは出来ず、自己の費用と責任によって落札自動車の登録名義の変更または抹消登録をしなければならない。但し、この場合でも落札者はJ U沖繩を介して事態の解決を図るように努めるものとする。

第17条 自動車税及び自賠責の取り扱い

1. 中商連規約により、落札された自動車が車検付きの場合、当該自動車の年度末までの自動車税未経過相当額は、オークション開催当月までは出品店、翌月からは落札店の負担となります。J U沖繩では、オークション開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店からお預かりし、(3月開催分は翌年度12ヵ月分)次のように清算します。
2. 預かり金の清算方法
 - ① 移転登録の場合
原則として、預かり金の全額を出品店へ清算します。但し、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店に全額返金します

② 抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は、預かり金の全額を落札店に清算します。また、開催翌月の場合は、預かり金の内1ヵ月分の自動車税相当額を出品店に、それ以降については返金いたしません

③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合

落札店から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させていただきます

3. 納税証明書については、納税されていることを証するものとして譲渡関係書類に添付されるべきですが、実際に必要なのは継続検査を受ける時に限られます。

JU沖縄では、オークション開催月の翌月内に車検がきれる車輛については、従来通り必要書類とし、提出が無い場合には不備書類扱いとします。但し、AA開催同一年度内に車検が切れる車輛については、落札店から申し出があった場合には、出品店にて継続検査用納税証明書を用意していただきます。出品店は請求があった日から10日以内に提出して頂くものとする。提出が無い場合にはペナルティ扱いとする。

4. 非課税車輛は、出品店の申告義務とし、事前の申告があった場合には清算は行いませんが、申告なく落札者が名変後に月割の自動車税を徴収された場合は、その実費を出品者が負担するものとする。

5. 福祉車両の消費税については、原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとし、但し、落札店より書類発送日から7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとし、(その際の判断は、メーカーのお客様相談窓口にお問い合わせ、新車時に非課税対象車輛と回答があった場合のみ消費税を返還します)

6. 自動車税還付請求権譲渡通知書は、お取り扱い致しません。出品店にて保管していただきますようお願い致します。

7. 軽自動車の出品は、税金を含むものとする。但し、3月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税と県内ナンバーの自動車税については落札者の負担とする。

8. 自賠償の取り扱い

沖縄登録車両の自賠償の差額は、落札社負担とする。

第18条 車両の搬出

1. 出品者は、J U沖縄オークション期日の終了と同時に、J U沖縄オークションで落札されなかった出品車両を自己の費用で翌週の火曜日の午前中までに搬出しなければならない。搬出されない車両については、次回のJ U沖縄オークションへ自動的に再出品とする。再出品された車両については、搬出できないものとする。やむを得ず出品車両を搬出する場合には、J U沖縄の了解を得て出品料を支払うものとする。
2. J U沖縄が管理するオークション会場内及び外部駐車場において、出品の申込がない車両等が放置、残留されている場合は、J U沖縄はその管理責任を負わないものとし、搬入当日または搬出期限の翌日を起算日として、7日以上放置、残留されている場合は、帰責事由のある会員に対し、ペナルティ2万円および駐車料金1日あたり5千円を請求するものとする。
3. J U沖縄オークション会場内及び外部駐車場において、1ヵ月以上放置、残留されている場合は、当該車両等について所有権が放棄されたものとみなし、J U沖縄において任意に処分することができるものとする。この場合帰責事由のある会員に対し、処分費用を請求できるものとし、処分により問題が生じてもJ U沖縄は一切の責任を負いません。

第19条 手数料の決定と改定

1. 出品料、成約料及び落札料の額は、別表Vに掲げるとおりとする。
2. J U沖縄は、出品料、成約料及び落札料の額を適宜改定できるものとする。但し、その場合は、J U沖縄オークション参加者に改定する日の1ヶ月前に明示すること。

第3章 ペナルティ

第20条 手続き

1. JU沖縄は、JU沖縄オークション参加者にJU沖縄オークション運営細則、中商連規約又は中商連運営規程に違反する行為があった疑いをもったときは、その者にペナルティを課すかどうかを何時でも審議する事ができる。
2. JU沖縄は、前項の審議に際しJU沖縄オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。その者が釈明の機会を放棄したときはその限りでない。

第21条 クレーム裁定の基準

中商連運営規程第22条2項に基づく中商連運営規程別表VIに規定しているクレーム裁定基準以外に次に掲げるクレーム事由の場合の裁定基準を以下に定める。

1. 沖縄県外にてクレーム車を確認してもらう場合、最寄りのオークション会場へ検査依頼することを原則とし、オークション開催県より、確認を行った検査員所属県へ3千円を支払うこととする。出張確認は5千円とする。

(その他クレームの裁定)

1. クレームのついた期限付き車両は出品者で名義変更、又は抹消等を行い落札者が車両を引き取る場合には、その諸費用を出品者へ支払うこととする。
2. 管轄変更中の車両と変更のための有効期限が20日以上ない車両については、出品できないものとする。
3. クレーム解決前に出品者の了解を得ずに整備した場合には、その費用は落札者負担とする。
4. 県外業者・離島のクレーム期間は7日間とし、天災等による車両搬出が出来ない場合、延長願いの申告についてクレーム申立期間内にJU沖縄が連絡を受けた場合のみ車両到着翌日午後5時までとする。
5. 落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームとし、他はノークレームとする。但し、冠水車、消火器散布車、接合車、盗難車、走行距離及び書類上でしか分からないものはその限りでない。
6. JU沖縄オークションでのクレームは、全てJU沖縄を通し処理し、出品者等へ直接の問い合わせは認められません。落札店がクレーム申立をする場合、必ずJU沖縄を通し申立、理由の如何を問わずJU沖縄の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティ3万円を課し、出品店が落札店に直接連絡した場合も同様にペナルティ3万円を課す。
7. JU沖縄オークション当日のユーザー同伴入場は禁止し、発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

8. 出品申込書に「エンジン・ミッション異音・音・回り音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は、一切ノークレームとする。(エンジンオーバーホールを要するものも含む)
9. オイル漏れ・バッテリー上がり・バッテリー不良は、ノークレームとする。

附 則

1. この細則の改正は、J U 沖縄流通委員会の会議の決定により行う。
2. 値引き等金額の折り合いがつかない場合は、J U 沖縄流通委員会の裁定に従うものとする。
3. この規定に明記されていない事項については、中商連オートオークション統一ルール及び九連協の運営細則、クレーム規定に従うものとする。

施行	一部改正	平成 07 年 07 月 21 日
	一部改正	平成 12 年 08 月 25 日
	一部改正	平成 19 年 08 月 31 日
	一部改正	平成 21 年 01 月 31 日
	一部改正	平成 23 年 08 月 31 日
	一部改正	平成 25 年 04 月 01 日
	一部改正	平成 26 年 01 月 10 日
	一部改正	平成 30 年 04 月 20 日
	一部改正	令和 03 年 06 月 04 日

別表Ⅰ 参加手続（J U沖縄運営細則第 10 条）

1. 開催オークションごとの手続き
J U沖縄の実情に応じ細則を定める。
2. 第 1 回目の参加前における手続き
J U沖縄の実情に応じ細則を定める。

別表Ⅱ 出品手続き（J U沖縄運営細則第 11 条）

1. 出品者は車両搬入前に十分点検し、出品申込書に正確に申告すること。（出品コーナー・出品店名・スタート価格・希望価格は必ず記入すること。スタート価格のない出品車両については、0 円スタートとし、出品料は請求する）
2. 車両搬入は、J U沖縄の指示に従い定めた出品時間を厳守の上、出品申込書を搬入時に提出する。（搬入車のダッシュボードに乗せる事）
3. 出品申込書のない車両は出品を受け付けない。
4. J U沖縄オークション当日および受け付け時間外の出品は受け付けない。
5. 搬入車両後の出品取り消しは認めない。特別な事情により出品を取り消す場合も出品料は徴収する。
6. 車両の引取りは、J U沖縄オークション開催翌日の J U沖縄の定める時間までとし、以後保管の責任は、流札車両は出品者に落札車両は落札者に帰するものとする。
7. 総て車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者の責任で行うものとする。

別表Ⅲ 指し値の届出手続き（J U沖縄運営細則第 12 条）

J U沖縄の実情に応じ細則を定める。

別表Ⅳ 落札手続（J U沖縄運営細則第 13 条）

1. 落札者は、車両代金を J U沖縄オークション開催日より 7 日以内に決済しなければならない。
2. 正規の手続を経ない落札車両の取引は認めない。
3. 落札車両の J U沖縄オークション当日における会場内での取引は認めない。
4. 車検付落札車両の委任状の期限は、原則として変更できないものとする。
5. 落札車両の名義変更または抹消登録は、J U沖縄オークション開催翌月までに行う。
但し、出品申込書に期限が付されている場合はその限りでない。
6. 車検切れでナンバー付車の抹消、名義変更も開催翌月末までに行う。
7. 名義変更をしない悪質者に対しては、J U沖縄オークション入場停止等のペナルティが適用される。
8. 車両代金の消費税は、車両代金とは別途に消費税を出品者に支払う。
9. 車両の引渡しは、J U沖縄オークション会場とする。
10. 車両の引き取りは、J U沖縄オークション開催日翌週の火曜日の午前中までとし、引き取りの無い車両については次回の J U沖縄オークションへ自動的に出品し、出品された車両については引き取りできないものとする。
11. 総て、車両の搬入、輸送、荷役、管理、手続等は一切出品者または落札者の責任で行うものとする。

別表Ⅴ 手数料の額（J U沖縄運営細則第 19 条）

1. 手数料の額は下記のとおりとする。

J U沖縄オークション手数料									
種別	組合員及び特別会員			準会員			出品会員		
	前々日	前日	当日	前々日	前日	当日	前々日	前日	当日
出品料	4,000	5,000	6,000	4,000	5,000	6,000	4,000	5,000	6,000
前回流札	3,000			3,000			3,000		
成約料	7,000			10,000			10,000		
落札料	10,000			11,000					
商談落札	13,000			15,000					

2. J U 沖縄記念オークションの手数料は別途定める事ができる。
3. J U 沖縄オークション手数料の消費税は外税とする。(平成 12 年 10 月 6 日より)

別表Ⅵ 掘り出しコーナーの取扱について

1. 出品車両の条件

事故又は機関・機構の不良、ブランク評価、出品店の出品希望のある車両とする。

2. 出品条件

登録書類の提出が出来る車両。(オークション現行規定と同一)

部品取りに使用された車両、及び接合車は出品不可。

その他、J U 沖縄が出品車両として認めないと判断した車両は出品不可。

3. 出品車の取り扱い

掘り出しコーナーの車両は、検査を行わないものとする。

車両状態は必ず、直接現車確認を行うものとする。

セールスポイント、装備品、冷房等については記載があっても無効扱いとする。

天候等による車内の汚れ、雨漏り、装備品の不具合について一切責任を負わない。

出品リストの展開図、検査員記入欄に記載があってもノー検査扱いとする。

4. 搬入・搬出について

搬入は、木曜日の午後 5 時迄。

搬入・搬出は全て出品店・落札店側で行う。(フォークリフト等はございません)

搬出期限を越えた車両は、次回、同コーナーにて再出品とする。

5. クレーム受付・裁定基準について

出品申込書の記載違い、接合車・メーター改ざん車・交換車・走行距離及び書類から判断できる車両、盗難車等所有権の移転に法的問題がある車両、その他 J U 沖縄がクレームと認める車両。

上記のクレームは、受付期間、裁定基準とも現行規定に準ずるものとする。

上記以外は、機関・機構の不具合、破損、欠品等でも一切ノークレームとする。

自走可能な車両が何等かの原因で、移動不可となった場合でもクレーム対象外とする。

ネットワーク参加規約

第1条 目的

本規程は、沖縄県中古自動車販売商工組合（以下、J U沖縄）会員の利便性の向上を目指し、(株)J Uコーポレーション、(株)オークネット、(株)アイオーク、(株)シグマネットワークスが提供するシステムによりオークション参加を可能にした各ネットワーク不在入札サービス及びリアルシステムを利用するための参加規約を定めたものである。

第2条 ネットワークオークション参加登録会員

1. J U沖縄に対してネットワークオークション参加申込を申請し、かつJ U沖縄によって参加登録を認められた者。
2. (株)J Uコーポレーション、(株)オークネット、(株)アイオーク、(株)シグマネットワークス（以下、ネットワーク会員）のネットワークオークション会員契約を締結した会員で、当システムでの取引への参加がJ U沖縄によって認められた者。

第3条 取引条件

ネットワークオークションに関する取引（出品・落札・代金決済・書類決済・車両検査・クレーム等）は、J U沖縄の規約規定を適用するものとする。

尚、(株)J Uコーポレーション、(株)オークネットが運用するネット落札車両の搬出は、車両代金清算後の搬出とする。

第4条 契約解除

J U沖縄会員資格喪失・各県商組会員資格喪失・各ネット会員資格喪失した場合、J U沖縄は予め勧告することなく当該会員との登録参加契約を解除することができる。

第5条 免責事項

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、J U沖縄は一切の賠償債務を負わないものとする。

第6条 ネットワークオークション参加にあたっての留意点

1. J U沖縄オークション参加者は、中商連オートオークション統一規約及びJ U沖縄オークション規約を熟知されているものとみなし対応する。
2. 出品車両を事前に下見し、入札いただくことが基本となっています。下見で確認できる箇所、評価点（目安参考）についてはクレームを一切受付できない。
3. 「各ネットワークオークションの規約」を熟知されているものとみなし対応する。

4. 出品車リスト、出品申込書への記載事項に誤りがあった場合は、出品店はセリ前までに事務局にお申し下さい。尚、記載事項に訂正があった場合は、当該車両のネット入札を削除する場合があります。
5. その他、詳細はJ U沖縄オークション規約各条項を参照。

第7条 J Uナビ即落サポート参加

1. 出品登録

- ① 即落出品車両は、オークション流札車両とする。
- ② Webへの公開は、即落出品申込書を記入し、提出された車両のみとする。
- ③ 即落出品車両については、搬出及び店頭での小売は出来ないものとする。二重売りが発覚した場合の責任はすべて出品者のものとし、解約の上5万円のペナルティを課す。

2. 手数料

出品料・・・無料 成約料・・・1万円（税別） 落札料・・・1万5千円（税別）

3. Web公開期間は、セリ終了後より翌週火曜日午前零時の4日間とする。

4. 即落・ワンプラ等の出品店・落札店の都合による一方的キャンセルについて

- ① 出品店／落札店双方からの都合キャンセル期限は、売買成立の翌営業日正午までにJ U沖縄事務局へ申出ることとする。
- ② 金曜日の成約分は土曜日の正午まで、土曜日・日曜日の成約分は月曜日の正午まで、月曜日の成約分は火曜日の正午までとする。但し、成約日の翌日が祭日の場合はその翌営業日の正午までとする。
- ③ 搬出後の落札店都合キャンセルは認めない。
- ④ キャンセル費用は、中商連運用規則の別表IVに準ずる。